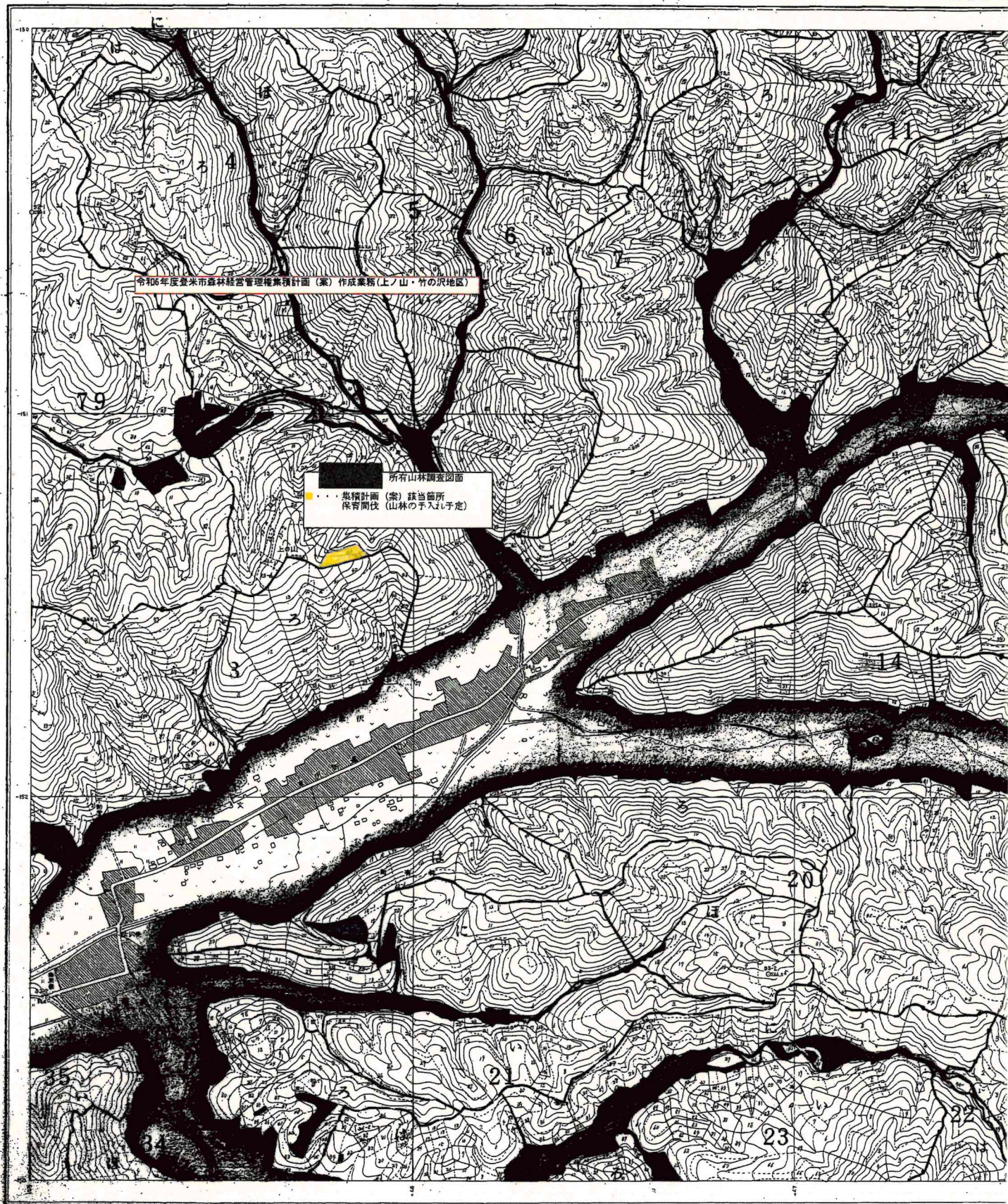


経営管理権集積計画																
1 個別事項																
整 理 番 号	18	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	(名称) 登米市長 熊谷 盛廣						(所在地) 宮城県登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1							
		経営管理権の設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称) 						(住所又は所在地) 							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所 在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の開始	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営 管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われべき金額(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考			
1	津山町横山字上の山	170-1	3 ハ 42 0	山林	0.15	スギ	48	公告の日より	2035.3.31	・乙は存続期間中に間伐を1回以上実施する事により林内環境整備を図るものとする。 なお、施業の実施にあたっては溪畔や沢筋における不必要な伐採は控え、生物多様性に配慮するものとする。	・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売の収益は乙のものとする。 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付与する場合における保険料は除くものとする。	・乙から甲に対して金銭の支払いを行わない。				
2	津山町横山字上の山	170-13	3 ハ 43 0	山林	0.25	スギ	57	公告の日より	2035.3.31							
<u>0.40</u>																
この計画に同意する 権利の設定を受ける市町村 (乙) 登米市長 熊谷盛廣 権利の設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) 宮城県登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1 住 所 (同上)																
(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合は、別表として記載すること。																

- 1/3

津山町森林計画



1. 集積計画 (案) 該当箇所
 2. 保存間伐 (山林の手入れ予定)
 3. 集積計画 (案) 該当箇所
 4. 保存間伐 (山林の手入れ予定)
 5. 集積計画 (案) 該当箇所
 6. 保存間伐 (山林の手入れ予定)
 7. 集積計画 (案) 該当箇所
 8. 保存間伐 (山林の手入れ予定)
 9. 集積計画 (案) 該当箇所
 10. 保存間伐 (山林の手入れ予定)

1 : 5,000
 0 100 200 300 400 500